③　スクリーニングの体制構築及び実施方法
東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を踏まえた福島県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しにより、原子力災害対策重点区域が暫定的に大きく拡大したため、万一原子力災害が発生した場合、スクリーニングを実施するための体制構築が極めて困難となることから、資機材を保有する地方公共団体及び関係機関への協力要請、活動の調整など、国が積極的に支援することが必要である。

④　避難者への避難指示等の在り方
東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺の地方公共団体が別の場所へ避難を余儀なくされている一方、それらの区域外でできるだけ地元に近い地域に戻って居住している避難者が存在する。万一原子力災害が発生した場合には、居住地の地方公共団体が域内の一時滞在者（旅行者、出張者等）と同様に適切に避難指示等を伝達する必要がある。その際、居住実態の把握が重要となることに留意する必要がある。

⑶　中長期対策について
東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、警戒区域及び計画的避難区域が設定され、多くの住民が避難生活をおくることとなった。平成二十五年一月現在までに、一部の地域について警戒区域が解除されるとともに、従来の避難指示区域が見直され、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の三つの区域が設定されたが、このうちの帰還困難区域については、特に空間放射線量率が高く、一時立入りをする場合には個人線量管理やスクリーニングが求められている。また、それ以外の区域についても、一時立入りをする場合のスクリーニング等が原則義務付けられていないものの、宿泊はできない等の制約もあり、空間放射線量率を下げるため除染措置を継続していく必要がある。また、複合災害に伴う長期間の避難、屋内退避、集団生活、ストレス等が、現在の健康状態に影響を与え、さらに将来の潜在的な健康影響への懸念を大きくしている。
したがって、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の中長期対策については、このような被災者及び被災地の実態を踏まえたきめ細かい対応を適切に講じていくことが必要である。

⑷　今後の検討課題について
東京電力株式会社福島第一原子力発電所が特定原子力施設に指定され、施設の状況に応じた適切な方法により管理を行うことが必要とされている状況を踏まえ、同発電所のリスク評価等を実施した上で、今後、同発電所に係る原子力災害対策上留意すべき事項、モニタリングにおける同発電所固有の監視項目、廃炉工程での事故想定並びにそれを踏まえたモニタリング実施体制及び役割分担、町外コミュニティができた場合の災害対策の在り方等について、検討を進めていく必要がある。

第6　今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題
本指針の記述中で、今後詳細な検討等が必要とされる事項を次に挙げる。これらは、原子力規制委員会において検討し、その内容を本指針に記載していく。

①　原子力災害事前対策の在り方
・実用発電用原子炉以外の緊急事態区分及びＥＡＬの在り方
・ＩＡＥＡが公表する導出過程に基づく包括的判断基準からのＯＩＬの算出、ＯＩＬの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくＯＩＬの設定の在り方
・プルームの影響を考慮したＰＰＡの導入や実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域の範囲

②　緊急時モニタリングの在り方
・中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方、防護措置の実施方策に対応した緊急時モニタリングの在り方
③　オフサイトセンターの在り方
・実用発電用原子炉以外のオフサイトセンターの在り方

④　緊急被ばく医療の在り方
・プルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準の整備、屋内退避等の防護措置との併用の在り方等
東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応
・東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方
・除染・健康管理等の在り方、特定原子力施設指定を受けたことによるリスク評価等を踏まえた、原子力災害対策上留意すべき事項、町外コミュニティができた場合の災害対策の在り方等

⑤　地域住民との情報共有等の在り方
・透明性を確保し適切な防災対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等

第7　結び
そもそも防災とは、新たに得られた知見や把握できた実態等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うべきものである。本指針についても、このような観点から、今後の検討結果に加えて、地方公共団体の取組状況や防災訓練の結果等を踏まえ継続的な改定を進めていくものとする。

○原子力規制委員会告示第十六号

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省経済産業省令第二号）第三条の二の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第三条の二の規定に基づく測定設備を定める告示を次のように定め、平成二十五年十二月一日から適用する。

平成二十五年九月十二日　原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第三条の二の規定に基づく測定設備を定める告示

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（以下「通報事象等規則」という。）において使用する用語の例による。

（原子力規制委員会が定める測定設備）

第二条　通報事象等規則第三条の二の原子力規制委員会が定める測定設備は、次の表の上欄に掲げる原子力事業所について、同表の下欄に定めるものとする。

通報事象等規則第七条第一号イからハまで並びに同号ヘ及びト（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第五項に規定する発電用原子炉に係るものに限る。）に規定する施設に係る原子力事業所	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成二十四年文部科学省・経済産業省令第四号）第四条第一項に規定する全ての排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器（排水口から放出される放射性物質を測定するためのものを除く。）及び同条第二項に規定する全てのエリアモニタリング設備